

令和7年 第12回宮代町農業委員会総会会議録

1. 開催日時：令和7年12月25日（木）15時00分から15時30分

2. 開催場所：宮代町役場 202会議室

3. 委員出欠状況

議席	氏名	出欠席	議席	氏名	出欠席
1	大島 悟	○	2	金窪 実	○
3	熊倉 豊	○	4	一	一
5	先崎 敦子	○	6	日下部 好克	○
7	並木 孝之	○	8	渡邊 繁	○
9	島村 忠雄	○	10	関根 武男	○
11	深井 一郎	○	12	伊草 俊行	○
13	岡村 由紀江	○	14	折原 正英	○

4. 議事日程

日程第1	議事録署名委員の指名について
日程第2	農地法第5条の規定による許可申請について
日程第3	農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見について

5. 農業委員会事務局職員

事務局

産業観光課長	小川 英一郎
農地調整担当主幹	鈴木 功
農地調整担当主査	友部 啓介
農地調整担当主事	杉本 花英
農地調整担当主事	阿久津 実里

6. 会議の概要

◎開 会

(会長)

皆さん、こんにちは。

総会につきましては効率よく進めたいと考えておりますので、皆様の御協力をよろしくお願ひいたします。

本日の出席委員は、13名でございます。欠席委員はいません。定足数に達しておりますので、これより令和7年第12回農業委員会総会を開会いたします。

日程第1の議事録署名委員の指名についてですが、「6番 日下部委員」と「9番 島村委員」を指名します。

(会長)

続きまして、日程第2・議案第24号「農地法第5条の規定による許可申請について」を上程いたします。今月は1件案件がございます。

それでは、事務局説明をお願いいたします。

(事務局)

それでは、御説明いたします。

申請地は、■■■■■の畠1筆で、面積は631m²のうち277.60m²を利用する計画となっております。譲受人は宮代町内に本社を置く法人です。譲渡人は宮代町内にお住まいの方です。

転用目的は「駐車場及び資材置場」です。権利の種類については、「使用貸借権の設定」です。詳細につきましては、お手元の議案書及びモニターを御覧ください。

それでは、本申請の経緯について御説明いたします。

譲受人は、宮代町内に本社を構える法人で、消防用品などの製造および販売を行っています。工場は杉戸町にあり、現在は道路側スペースを使用して工場で勤務する従業員の駐車場や資材置場として利用しています。この度資材搬入地や来客用駐車場を確保するために、現在駐車場や資材置場として利用している場所を利用することになったため、新たに駐車場・資材置場を設置することになりました。

土地の選定にあたり、当初は工場付近で検討していましたが、適当な敷地が見当たらず、譲受人である法人の代表の母に相談をしたところ、母の居住地の隣地にある農地を紹介されました。この土地であれば町内にある本社にも近く、職員の送迎も可能である等、譲受人の希望に合った土地であったことから今回の申請に至ったとのことです。

申請地の位置については、「案内図」、「位置図」を御覧ください。 ■■■■■

■、■■■■■の西側に位置しております。公図で見ますとこのような形になります。

続きまして、「土地利用計画図」を御覧ください。隣地と接している部分については、隣地は申請者の母親の所有地であるため、構造物は施工しません。所有者にも説明し、了承を得ているため問題ないと考えます。

現況についてはこちらの写真のとおりです。

以上で説明を終了させていただきます。御審議の程、よろしくお願いします。

(会長)

それでは御審議お願いいたします。

(■番 ■■委員)

先ほど会長・■■委員・事務局と私が現場を確認して参りました。事務局の説明の通り問題ないと思います。御審議の程よろしくお願ひいたします。

(会長)

他に御意見ありますでしょうか。

御意見無いようでございます。それではこの件に関しまして、「やむを得ない」としてよろしいでしょうか。賛成の方は挙手をお願いいたします。

〈全員挙手〉

(会長)

全員挙手のことですので、この件については「やむを得ない」とすることとします。

(会長)

続きまして、日程第3・議案第25号「農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見について（宮東・中島地区圃場整備事業対象分）」を上程いたします。

それでは、事務局説明をお願いいたします。

(事務局)

議案第25号「農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見について」、ご説明いたします。

本議案は、宮代町が農地中間管理機構へ提出いたします、別紙「農用地利

用集積等促進計画（案）」に対しまして、「農地中間管理事業の推進に関する法律」第19条第3項の規定に基づき農業委員会の意見を聴くものとされておりますことから、意見を求めるものでございます。

現在、宮東・中島地区においては、耕作条件を向上させ、担い手をはじめとする耕作者への農地の集積を行うことによって、地域農業の持続を図るために、「埼玉型圃場整備事業」を進めております。なお、本年度（令和7年度）からは宮東地内的一部の水田において工事が開始されておりまして、工事につきましては、令和7年度から令和9年度までの予定で実施されているところです。

この「埼玉型圃場整備事業」の実施に際しましては、事業実施区域内の農地（水田）を農地中間管理事業により、農地の所有者から農地中間管理機構である「公益社団法人埼玉県農林公社」を通して、担い手をはじめとする耕作者に貸し付けることが実施要件の一つとなっております。

それでは、お配りしました別紙「農用地利用集積等促進計画（案）」をご覧ください。

まず、促進計画（案）でございますが、左側から順番に、「農地中間管理機構に農地中間管理権の設定を行う者」、すなわち農地所有者が全体で113人、「権利の設定を行う土地」、すなわち貸借の対象となる農地（水田）は全体で筆数が427筆、面積が461,009.23m²、「農地中間管理機構から貸借権の設定を受ける者」、すなわち農地を借り受ける耕作者は全体で50人です。「貸借期間」は令和8年3月1日から令和18年2月29日までの10年間となっております。

続きまして、モニターをご覧ください。

参考といたしまして、宮東・中島地区の圃場整備事業実施区域を3色で示したものでございます。令和7年度工区が「緑色」、8年度予定工区が「赤色」、9年度予定工区が「青色」で表示しております。全体面積が51.1ヘクタール、うち、緑色で示した令和7年度工区は17.5ヘクタールとなっております。

今回の農地の貸借につきましては、地元「宮東・中島土地改良組合」の役員の皆さんと十分に協議を重ねた上で決定されたものとなっております。

最後に、今後のスケジュールについてご説明いたします。

まず、本日の農業委員会総会で農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見を決定していただいたのち、農業委員会から町に提出された意見書に基づき、町は農地中間管理機構に対し「農用地利用集積等促進計画に係る意見書」を提出します。

次に、農地中間管理機構において「農用地利用集積等促進計画」が定められたのち、埼玉県に対し承認申請が行われます。

最後に、埼玉県においては、農用地利用集積等促進計画の公告・縦覧が行われ、その後、認可されることとなっております。

これらが順調に済みますと、令和8年2月28日付けで認可される運びとなります。

説明は以上でございます。

(会長)

それではこの件について御審議お願ひいたします。

御意見無いようでございます。それではこの件に関しまして、「農地中間管理事業に係る農地利用集積等促進計画（案）」の通り承認してよろしいでしょうか。賛成の方は挙手をお願いいたします。

〈全員挙手〉

(会長)

全員挙手のことですので、この件については原案のとおり「承認」することとし、町へ回答することといたします。

(会長)

続きまして、日程第4「報告事項」について、事務局報告お願ひいたします。

(事務局)

今回の報告事項について御説明させていただきます。今月は各種届出の締め日が12月10日となっておりました。4条届出が0件、5条届出が2件ございましたことをご報告いたします。以上でございます。

(会長)

ただいまの報告につきましては、宮代町農業委員会会長専決規定に基づく、専決事項であります。

このことから質疑等については割愛させていただきます。

以上をもちまして、令和7年第12回農業委員会における審議・報告案件のすべてを終了いたします。

それでは事務局、事務連絡をお願いします。

閉会

以上会議の顛末に相違ないことを証明するため署名する。

令和8年1月23日

会長 _____

署名委員 _____

署名委員 _____